

決裁	理事長	局長	次長	課長	副課長	主幹	副主幹	係
	○							

(伺) 下記のとおり支給してよろしいか。

共済記入欄	起案日	/
	初回支給日	/
	決定額	円

## 育児休業手当金（総務省令該当に伴う延長分）請求書

下記のとおり請求します。

兵庫県市町村職員共済組合理事長 様

請求日	令和 7 年 1 月 4 日			※この請求書は、総務省令に該当した日(変更があった場合はその事由の発生した日)以降に提出してください。(翌月5日共済組合必着)			
組合員等 記号番号	所属所	企業	番号				
	2 6 6	0	1 1 0 9				
所属所名	〇〇市		組合員氏名	保健 梅子	種別	雇用保険 加入状況	有・無
子の氏名	保健 和美		標準報酬 月額	令和 6 年 9 月～ 23 等級 320,000 円	請求区分	新規・変更	
生年月日	令和 5 年 12 月 20 日		標準報酬	320,000 円	変更事由	延長・復職・退職	
育児休業の初日	令和 6 年 2 月 16 日		育児休業の末日	令和 7 年 12 月 19 日			
総務省令該当日	令和 6 年 12 月 20 日		総務省令該当 延長終了日	令和 7 年 6 月 19 日			
変更後の総務省令 該当日	令和 年 月 日		変更後の総務省令 該当延長終了日	令和 年 月 日			

※この請求書は、総務省令に該当した日(変更があった場合はその事由の発生した日)以降に提出してください。(翌月5日共済組合必着)

雇用保険に加入している場合で、復職後に総務省令による延長請求をする際は「育児休業給付受給資格否認通知書の写し」を提出してください。

延長分の請求期間に変更が生じた場合に記入してください。

実際の育児休業の期間を記入してください。

該当番号に必ず○をつけてください。

育児休業手当金支給期間延長事由 (該当するものに必ず○をしてください。) ① 保育所における保育が実施されないこと ② 養育を予定していた配偶者の死亡 ③ 養育を予定していた配偶者の負傷・疾病等 ④ 養育を予定していた配偶者との婚姻の解消等による別居 ⑤ 養育を予定していた配偶者の産前産後休業等 ⑥ 産前産後休業の対象となった子の全ての死亡 ⑦ 産前産後休業の対象となった子の全てと組合員との同居解消等 ⑧ 介護休業の対象となった家族の死亡 ⑨ 介護休業の対象となった家族と組合員との親族関係の消滅 ⑩ 新たな育児休業の対象となった子の全ての死亡 ⑪ 新たな育児休業の対象となった子の全てと組合員との同居解消等 ⑫ 新たな育児休業の対象となった子の全ての特別養子縁組の不成立等	支給額の計算	標準報酬の月額	標準報酬の日額
		320,000円×1/22=	14,550円 (10円未満四捨五入) …④
請求期間	令和 6 年 12 月 20 日から 令和 7 年 6 月 19 日まで	【180日(土日含む)までの期間】	給付日額
各月休業日数及び請求金額	12月分 8日 58,200円 1月分 23日 167,325円 2月分 20日 145,500円 3月分 21日 152,775円 4月分 22日 160,050円 5月分 22日 160,050円 6月分 14日 101,850円 合計 130日 945,750円	給付日額	④×67/100 = 円 (円未満切り捨て) …⑤
		雇用保険法による給付上限額…14,334円…⑥	支給日数(土日除く)
		⑤又は⑥の低い方× 日 円…⑦	【181日(土日含む)以降の期間】
		給付日額	給付日額
		④×50/100 = 7,275円 (円未満切り捨て) …⑧	④×50/100 = 7,275円 (円未満切り捨て) …⑧
		雇用保険法による給付上限額…10,697円…⑨	支給日数(土日除く)
		⑧又は⑨の低い方× 130日 = 945,750円…⑩	給付額
		⑧+⑨ = 945,750円	⑩+⑨ = 945,750円
		令和 6 年 12 月 20 日から令和 7 年 6 月 19 日まで勤務しない期間の報酬(各種手当含む)について、以下のとおり相違ありません。	□ 支給あり <input checked="" type="checkbox"/> 支給なし
		※支給ありの場合は「報酬支給額証明書」を添付してください。	
		令和 7 年 1 月 4 日	
		所属機関の長又は 給与事務担当者	職名 総務課人事係 氏名 三宮 市子

上記の記載事項は、事実と相違ないことを確認しました。

令和 7 年 1 月 4 日

職名 〇〇市長

氏名 保健 次郎

共済組合  
受付印

- 太線の中を記入してください。(ただし、    部分は記入しないでください。)
- この請求書提出後、育児休業期間に変更等があった場合もしくは総務省令に該当しなくなった場合は、すみやかに再度この請求書を提出してください。
- 育児休業期間中に、新たに報酬(各種手当含む)の支給があった場合は、「報酬支給額証明書」を提出してください。
- この請求書を提出される場合は、総務省令に定める各育児休業手当金支給期間延長事由に該当していることを証明する書類(事由により異なります。)を必ず添付してください。
- 初回請求(総務省令該当日の前日まで育児休業手当金を請求している場合は除きます。)又は復職後再請求時に「雇用保険加入状況」が「有」の場合は、育児休業給付受給資格否認通知書の写しを必ず添付してください。

育児休業期間中に新たに報酬(各種手当含む)の支給があった場合は「報酬支給額証明書」を提出してください。